

株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡績株式会社

取締役社長 岩 下 俊 士

第 165 回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第165回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、平成20年6月26日（木曜日）午後5時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号 当社本社
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第165期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第165期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 新設分割計画承認の件
 - 第3号議案 取締役11名選任の件
 - 第4号議案 監査役2名選任の件
 - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第6号議案 会計監査人選任の件
 - 第7号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件
 - 第8号議案 スtockオプションとして新株予約権を発行する件
4. 招集にあたっての決定事項
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方1名を代理人として委任する場合には限られます。なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。

以 上

当日ご出席の場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nisshinbo.co.jp>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社および当社グループは、「改革と成長」を経営基本方針として、経営改革と企業価値向上に取り組んでまいりました。すでに、経営システムについては「透明性の向上」と「意思決定の迅速化」を目的に、社外取締役制度および執行役員制度を導入しております。また、有望事業への経営資源の集中を図り、技術基盤を同じくする化成品事業と開発事業を統合する等、企業価値向上に向けた改革を実施中であります。

このたび、企業価値のさらなる向上を図るためには、多角化を最大の特徴とする当社グループ経営のあり方として持株会社制が最適であるとの判断に至りました。

そこで、当社は、平成20年5月13日開催の取締役会において、平成21年4月1日（予定）を効力発生日として、当社の繊維事業に関する権利義務を日清紡テキスタイル株式会社に、ブレーキ製品事業に関する権利義務を日清紡ブレーキ株式会社に、紙製品事業に関する権利義務を日清紡ペーパー プロダクツ株式会社に、精密機器事業に関する権利義務を日清紡メカトロニクス株式会社に、化学品事業に関する権利義務を日清紡ケミカル株式会社（以下、それぞれの事業を個別に「各事業」といい、各会社を個別に「各新設分割設立会社」といいます。）にそれぞれ承継させる新設分割（以下、各新設分割を総称して「本件新設分割」といいます。）の方法により、持株会社制に移行することを決議いたしました。

なお、本件新設分割による持株会社制への移行の目的は次のとおりであります。

(1) 持株会社を核としたグループ経営の強化

グループの全体最適と、各事業の個別最適のバランスを考慮した戦略的マネジメントにより、グループ全体の企業価値の向上を図る。

(2) 事業環境に応じた機動的な事業運営による個別事業の競争力強化

各事業の事業環境に適した機動的な業務遂行と、個別事業における責任・権限の明確化や意思決定の迅速化により、経営効率のアップと最適なコスト構造を実現し、個別事業の競争力を強化する。

(3) 事業再編による自己完結型事業運営の実現

各新設分割設立会社を中核として、既存の子会社を含めたグループ内の事業再編を加速し、各事業における自己完結型の事業運営により各事業の企業価値の向上を図る。

本件新設分割の内容の概要については、後記「第2号議案 新設分割計画承認の件」のとおりであります。本件新設分割により、当社は持株会社となり、新規事業の一部および不動産事業を除き、各事業は各新設分割設立会社を始めとする子会社・関連会社で営まれることとなります。

つきましては、本件新設分割による持株会社制への移行に伴い、その効力発生日をもって、当社の商号を「日清紡ホールディングス株式会社」に変更するとともに、当社の事業の目的に一部変更を加えるため、当社現行定款第1条および第2条に所要の変更を加えるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、「第2号議案 新設分割計画承認の件」が原案どおり承認されることを条件とし、かつ、本件新設分割の効力発生日をもって生じるものとしたします。

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商号) 第1条 当社は日清紡績株式会社と称し、英文では <u>NISSHINBO INDUSTRIES, INC.</u>と表示する。</p>	<p>(商号) 第1条 当社は、日清紡ホールディングス株式会社と称し、英文では <u>Nisshinbo Holdings Inc.</u>と表示する。</p>
<p>(目的) 第2条 当社は次の業務を営むことをもって目的とする。 1. <u>各種繊維製品の製造及び販売</u> 2. <u>自動車その他車輛等の駆動制御装置に関連する製品の製造及び販売</u> 3. <u>各種化学製品の製造及び販売</u> 4. <u>医薬品の製造及び販売</u> 5. <u>紙製品の製造及び販売</u> 6. <u>通信機器、電子・電波・光及び超音波機器を含む各種機械、工具、器具等並びにそれらの付属品、材料、部品等の製造及び販売</u> 7. <u>電子管、半導体その他エレクトロニクス関連機器類の製造及び販売</u> 8. <u>建築物及び屋内設備、家具類の設計、監理、施工、製作及び販売、並びに建材の製造及び販売</u> 9. <u>コンピューターによる情報処理サービス並びに情報処理システムの開発及び販売</u> 10. <u>環境衛生の調査、測定及び分析</u> 11. <u>不動産及びその付属施設の販売、賃貸、管理</u> 12. <u>スポーツ施設の経営並びにこれに関連する機器、用具、用品等の販売</u> 13. <u>食料品・飲料・衣料品・書籍・化粧品及び日用品雑貨の販売並びに食堂・飲食店の経営</u> 14. <u>損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務並びに金融業務</u> 15. <u>労働者派遣事業及び有料職業紹介事業</u> 16. <u>老人・身体障害者等の介護施設及び老人ホームの経営並びに医療器具・介護用品の販売及び賃貸</u> 17. <u>給食事業及び配食サービス事業</u> 18. <u>産業廃棄物処理業</u> 19. <u>前各号に付帯関連する一切の業務</u></p>	<p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと、並びに次の事業を営む会社及び外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配し、管理することを目的とする。 (1) <u>糸、織編物、不織布、衣服、産業用繊維資材その他の繊維製品の開発、製造、加工、売買及び輸出入</u> (2) <u>自動車、輸送用機械器具その他の機械器具用摩擦材、ブレーキ装置及びその部品の開発、製造、加工、売買及び輸出入</u> (3) <u>紙及び紙加工製品の開発、製造、加工、売買及び輸出入、並びに産業廃棄物処理業</u> (4) <u>特定産業用機械装置、一般産業用機械装置その他の機械装置及びそれらの部品の開発、製造、加工、売買及び輸出入</u> (5) <u>無機化学工業製品、有機化学工業製品、医薬品その他の化学工業製品の開発、製造、加工、売買及び輸出入、並びに建築、土木工事の設計、施工及び監理</u> (6) <u>電子管、半導体素子、集積回路その他の電子部品及びそれらを用いる電気機械器具の開発、製造、加工、売買及び輸出入</u> (7) <u>不動産の売買、仲介、賃貸借及び管理</u> (8) <u>その他適法な一切の事業</u></p>

第2号議案 新設分割計画承認の件

1. 新設分割を行う理由

「第1号議案 定款一部変更の件」の「1.変更の理由」に記載のとおり、当社は、平成20年5月13日開催の取締役会において、平成21年4月1日（予定）を効力発生日とする本件新設分割により、持株会社制に移行することを決議しました。

これに伴い、当社の営む繊維事業に関する権利義務を新たに設立する日清紡テキスタイル株式会社に、ブレーキ製品事業を新たに設立する日清紡ブレーキ株式会社に、紙製品事業を新たに設立する日清紡ペーパー プロダクツ株式会社に、精密機器事業を新たに設立する日清紡メカトロニクス株式会社に、化学品事業を新たに設立する日清紡ケミカル株式会社にそれぞれ承継させる新設分割を行うものであります。

株主の皆様におかれましては、このたびの本件新設分割の趣旨にご賛同いただき、本議案をご承認賜りますようお願い申し上げます。

2. 新設分割計画の内容の概要

各新設分割設立会社に関する新設分割計画の内容の概要は、それぞれ本書の次に掲げるページに記載のとおりであります。

(1) 日清紡テキスタイル株式会社に関する「新設分割計画書（写）」 15頁～24頁

(2) 日清紡ブレーキ株式会社に関する「新設分割計画書（写）」 25頁～32頁

(3) 日清紡ペーパー プロダクツ株式会社に関する「新設分割計画書（写）」 33頁～40頁

(4) 日清紡メカトロニクス株式会社に関する「新設分割計画書（写）」 41頁～47頁

(5) 日清紡ケミカル株式会社に関する「新設分割計画書（写）」 48頁～56頁
なお、本書末尾（57頁）に持株会社制移行後の当社グループ組織図を記載いたしましたので、ご参照いただければ幸いです。

3. 会社法施行規則第205条に定める内容の概要

(1) 対価の相当性に関する事項

対価の総数に関する事項

各新設分割設立会社は、本件新設分割に際してそれぞれ新たに普通株式を発行し、その全てを当社に割当交付いたします。

各新設分割設立会社が発行する株式数については、各新設分割設立会社が承継する資産等の事情を考慮した結果、次表のとおりいたしました。

各新設分割設立会社の名称	本件新設分割に際して発行する株式の数
日清紡テキスタイル株式会社	10,000株
日清紡ブレーキ株式会社	8,000株
日清紡ペーパー プロダクツ株式会社	5,000株
日清紡メカトロニクス株式会社	4,000株
日清紡ケミカル株式会社	3,000株

なお、交付株式数につきましては、本件新設分割による当社の純資産に変動がなく、また各新設分割設立会社の普通株式の全てが、それぞれ当社に割当てられることから、各新設分割設立会社について、これを任意に定めることができるものと認められます。

当社は、各新設分割設立会社の資本金の額等を考慮し、また、本件新設分割による持株会社制への移行目的に鑑み、当社の完全子会社となる各新設分割設立会社をそれぞれ適正かつ効率的に管理するうえで、上記の各株式数は相当であると判断しております。

新設分割設立会社の資本金および準備金の額に関する事項

当社は、各新設分割設立会社の各資本金および準備金の額を、それぞれが承継する資産等および今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策の実現の観点から、会社計算規則に従い、次表のとおりいたしました。

各新設分割設立会社の名称	資本金	資本準備金	利益準備金
日清紡テキスタイル株式会社	10,000百万円	2,500百万円	0円
日清紡ブレーキ株式会社	8,000百万円	2,000百万円	0円
日清紡ペーパー プロダクツ株式会社	5,000百万円	1,250百万円	0円
日清紡メカトロニクス株式会社	4,000百万円	1,000百万円	0円
日清紡ケミカル株式会社	3,000百万円	750百万円	0円

当社は、以上の取扱いにつきまして、その内容が相当であると判断しております。

(2) 当社における最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等

CHOYA株式会社との株式交換

当社は、平成20年3月11日開催の取締役会において、平成20年7月1日を効力発生日として、CHOYA株式会社（本店所在地 東京都中央区日本橋大伝馬町15番2号）を当社の完全子会社とする株式交換を行うことを決議いたしました。

この株式交換は、当社では、会社法第796条第3項に基づき、会社法第795第1項に定める株主総会の承認を得ずに行いますが、CHOYA株式会社では、平成20年4月22日開催の同社定時株主総会において承認されております。

自己株式の取得

当社は、会社法第459条第1項および当社定款の規定に基づく平成20年3月27日開催の取締役会の決議に基づき、次のとおり自己株式を取得いたしました。

- ・取得した株式の種類 : 当社 普通株式
- ・取得した株式の総数 : 10,000千株
- ・株式の取得価額の総額 : 10,977,015,000円
- ・取得した期間 : 平成20年4月1日から平成20年5月12日まで
- ・取得の方法 : 東京証券取引所における市場買付け

自己株式の消却

当社は、会社法第178条の規定に基づく平成20年3月27日開催の取締役会の決議に基づき、次のとおり自己株式を消却いたしました。

- ・消却した株式の種類 : 当社 普通株式
- ・消却した株式の数 : 6,600千株
- ・消却の日 : 平成20年4月23日

本件新設分割

当社は、平成20年5月13日開催の取締役会において、平成21年4月1日（予定）を効力発生日とする本件新設分割により、持株会社制に移行することを決議いたしました。本件新設分割の概要は、本議案に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役11名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役12名全員が任期満了となります。

つきましては、社外取締役3名を含む取締役11名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位および担当 (印は他の法人等の代表状況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	さし だ よし かず 指 田 禎 一 昭和15年2月13日	昭和38年4月 当社入社 昭和64年1月 人事本部人事部長兼労政部長 平成3年6月 能登川工場長 平成5年6月 人事本部副本部長 平成6年6月 取締役 人事本部長 平成11年6月 常務取締役 経営企画室長 (兼務) 平成12年6月 取締役社長 平成18年6月 取締役会長(現職)	40,000株
2	いわ した たか し 岩 下 俊 士 昭和18年1月14日	昭和41年4月 当社入社 平成6年6月 総務本部総務部長 平成9年3月 総務本部資材部長(兼務) 平成11年6月 取締役 平成11年8月 館林工場長 平成14年6月 常務取締役 メカトロニクス 事業本部長兼ABS事業本部長 平成16年4月 精密機器事業本部長 平成16年6月 専務取締役 総務本部長、経 営企画室長(兼務) 平成18年6月 取締役社長(現職)	20,000株
3	と だ く に ひろ 戸 田 邦 宏 昭和18年8月27日	昭和41年4月 当社入社 平成5年1月 ブレーキ事業本部営業部長 平成11年6月 取締役 ブレーキ事業本部長 (現職) 平成14年6月 常務取締役 平成16年6月 専務取締役 平成18年6月 取締役副社長(現職)、CSR推 進センター長(兼務) 平成20年4月 経営戦略センター長 (兼務、現職) セロンオートモーティブ 代表理事	16,226株
4	う ざわ しずか 鶉 澤 静 昭和21年1月30日	昭和44年4月 当社入社 平成9年1月 経理本部財務部長兼経理部長 平成13年6月 取締役 経理本部長 平成16年6月 常務取締役 平成18年6月 取締役 常務執行役員、総務 本部長(兼務) 平成19年4月 取締役 専務執行役員 (現職)、紙製品事業本部長 (兼務、現職) 平成20年4月 事業支援センター長(兼務、 現職) ヨーロッパ日清紡 代表取締役	18,532株

番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位および担当 (印は他の法人等の代表状況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
5	おん だ よし ひと 恩 田 義 人 昭和22年12月 8日	昭和45年 4月 当社入社 平成11年 1月 徳島工場副工場長 平成11年 5月 紙製品事業本部洋紙営業部長 平成13年 1月 紙製品事業本部技術部長 (兼務) 平成13年 6月 紙製品事業本部副本部長 平成14年 6月 取締役 紙製品事業本部長 平成16年 6月 工務管理本部長 (兼務) 平成16年 7月 工務本部長 (兼務) 平成18年 6月 取締役 常務執行役員 (現職)、 化成品事業本部長 (兼務) 平成19年 4月 繊維事業本部長 (現職)、大 阪支社長 (兼務)	12,000株
6	さかき よし ひろ 榊 佳 廣 昭和23年 6月14日	昭和47年 4月 当社入社 平成12年 5月 メカトロニクス事業本部営業 部長 平成13年12月 美合工機工場長 (兼務) 平成15年 7月 理事 平成15年 9月 浜北精機工場長 平成16年 6月 取締役 精密機器事業本部長 (現職) 平成18年 6月 取締役 上席執行役員 平成19年 4月 取締役 常務執行役員 (現職)	11,000株
7	い そ べ まさ あき 五十部 雅 昭 昭和24年 7月23日	昭和47年 5月 当社入社 平成12年 5月 能登川工場長 平成12年 9月 研究開発本部燃料電池事業部長 平成13年 6月 研究開発センター所長 (兼務) 平成13年11月 研究開発本部オプティカル事 業部長 (兼務) 平成14年11月 研究開発本部事業推進部長 (兼務)、開発事業本部燃料 電池事業部長 (兼務) 平成15年 7月 研究開発本部副本部長 (兼務) 平成16年 1月 理事 平成16年 6月 取締役 研究開発本部長兼開 発事業本部長 平成18年 6月 取締役 上席執行役員、情報 システム統括室長 (兼務) 平成19年 4月 取締役 常務執行役員 (現職)、 化学品事業本部長 (現職) 平成20年 4月 新規事業開発本部長 (兼務、 現職)	18,830株
8	かわ た まさ や 河 田 正 也 昭和27年 4月20日	昭和50年 4月 当社入社 平成14年 1月 人事本部人事部長 平成15年 1月 人事本部労政部長 (兼務) 平成16年11月 コンティネンタル・テーベス 株式会社出向 平成18年 4月 人事本部人事部長兼労政部長 平成18年 6月 執行役員 (現職)、人事本部長 平成19年 4月 経理本部副本部長 (兼務) 平成19年 6月 取締役 (現職) 平成20年 4月 事業支援センター副センター 長 (兼務、現職)	7,392株

番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位および担当 (印は他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
9	あき やま とも ひみ 秋 山 智 史 昭和10年 8月13日	昭和34年 4月 富国生命保険相互会社入社 昭和59年 7月 同社取締役 平成元年 3月 同社常務取締役 平成10年 7月 同社代表取締役社長(現職) 平成15年 6月 当社監査役 平成18年 6月 当社取締役(現職) 富国生命保険相互会社 代表取締役社長	0株
10	はな わ とし や 花 輪 俊 哉 昭和 6年 9月 9日	昭和35年 4月 日本金融学会会員(現職) 昭和48年11月 一橋大学商学部教授 昭和55年 2月 同大学商学博士 平成元年 2月 同大学商学部長 平成 4年 6月 日本金融学会会長 平成 6年 7月 日本学会会議会員 平成 7年 3月 一橋大学名誉教授(現職) 平成 7年 4月 中央大学商学部教授 平成18年 6月 当社取締役(現職)	0株
11	か とう こう じ 加 藤 紘 二 昭和18年 4月 3日	昭和42年 4月 株式会社日本興業銀行入行 平成 3年 5月 佐世保重工業株式会社 顧問 平成 3年 6月 同社常務取締役 平成 5年 6月 同社専務取締役 平成 6年 6月 同社取締役副社長 平成 7年 6月 同社代表取締役副社長 平成10年 6月 興銀ファイナンス株式会社 代表取締役社長 平成11年 6月 株式会社長谷工コーポレー ション 顧問 平成11年 6月 同社専務取締役 平成17年 4月 同社取締役兼専務執行役員 平成18年 6月 当社取締役(現職) 平成18年 6月 株式会社長谷工コーポレー ション 顧問 平成19年 9月 大阪装置建設株式会社 取締 役副社長(現職)	0株

- (注) 1. 戸田邦宏氏は、セロンオートモーティブの代表理事であり、当社は同社との間に、製品仕入等の取引関係があります。
2. 秋山智史氏は、富国生命保険相互会社の代表取締役社長であり、当社は同社との間に、生命保険等の取引関係があります。
3. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
4. 秋山智史、花輪俊哉、加藤紘二の各氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役候補者の選任理由等については、次のとおりであります。

秋山智史氏には、他社での経営経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。なお、同氏は、当社社外取締役就任前3年間において当社社外監査役でありました。

花輪俊哉氏には、主に金融・財務に関する専門的な知識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。

加藤紘二氏には、他社での経営経験を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏の社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年間であります。

6. 当社は、社外取締役候補者である秋山智史、花輪俊哉、加藤紘二の各氏との間で、責任限定契約を締結しております。なお、各氏の再任が承認された場合には、当社は各氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の賠償責任について、社外取締役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。

第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 品川方司、宇都宮吉邦の両氏が辞任されます。つきましては、両氏の補欠として、社外監査役1名を含む監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。その任期は当社定款の定めにより、退任される監査役の任期の満了する時までとなります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

番号	氏名 生年月日	略歴、地位および担当 (印は他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
1	佐塚 政 男 昭和24年10月22日	昭和47年4月 当社入社 平成12年1月 担当部長(株式会社日清紡システムインテグレート出向) 平成14年1月 情報システム統括室担当部長 平成15年1月 株式会社日清紡システムインテグレート 代表取締役(兼務) 平成20年4月 事業支援センター長付担当部長(現職)	1,166株
2	川上 洋 昭和17年8月21日	昭和40年4月 セントラル硝子株式会社入社 平成5年6月 同社人事部長 平成8年6月 同社取締役 人事部長 平成9年10月 同社取締役 大阪支店長 平成11年6月 同社取締役 社長室長 平成12年6月 同社代表取締役 専務取締役 平成13年4月 同社代表取締役 専務取締役 社長室長 平成16年6月 同社代表取締役兼副社長執行役員 平成19年6月 同社特別顧問(現職)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川上 洋氏は、社外監査役候補者であります。
3. 川上 洋氏を社外監査役として選任する理由は、他社での経営経験を当社の業務執行の指導および監査に活かしていただくためであります。
4. 社外監査役候補者である川上 洋氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
- その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・会社法第423条第1項の賠償責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴、地位および担当 (印は他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
飯島 悟 昭和22年10月15日	昭和46年7月 運輸省入省 昭和49年9月 司法試験合格 昭和52年4月 裁判官任官 昭和62年4月 裁判官退官 昭和62年4月 弁護士登録(現職) 平成19年1月 埼玉縣信用金庫 相談役(現職)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 飯島 悟氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 飯島 悟氏を補欠の社外監査役として選任する理由は、裁判官経験および弁護士として有する法律に関する専門的な知識を当社の業務執行の指導および監査に活かしていただくためであります。
 4. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠き、飯島 悟氏が社外監査役として就任した場合には、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
 その契約内容の概要は次のとおりであります。
 ・会社法第423条第1項の賠償責任について、社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として、その責任を負うものとする。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であり公認会計士 永島恵津子、江畑幸雄、田久保武志の各氏は、本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、あらためて会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

名 称	監査法人ベリタス	
事 務 所	東京都渋谷区神宮前四丁目4番2号	
沿 革	平成17年7月 監査法人ベリタス設立	
概 要 (平成20年4月1日現在)	構成人員 社 員(公認会計士)	7名
	関与会社数	11社

第7号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

当社取締役（社外取締役を除く。）に対して、企業価値・株主価値の向上に対する意欲や士気を高め、株主と株価を意識した経営を推進することを目的として、新株予約権を年額4,000万円の範囲で付与することにつき、ご承認をお願いいたしますと存じます。

当該報酬額につきましては、一般的に用いられている公正価額の算定方法に基づき算定し、その報酬額は、平成17年6月29日開催の第162回定時株主総会においてご承認いただいた「年額4億円以内」とは別枠となります。なお、第3号議案が原案どおり可決されますと、付与対象者となる取締役は8名となります。

報酬として割当てる新株予約権の内容

(1) 発行する新株予約権の総数

75個を上限とする。

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式75,000株を上限とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

なお、本新株予約権発行の日（以下、「発行日」という。）以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、各新株予約権の目的となる株式の数を分割または併合の比率に応じ比例的に調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

(3) 新株予約権の払込金額

本新株予約権につき金銭の払込を要しない。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その価額が発行日の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。発行日以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整前行使価額}} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、発行日以降、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行うときは、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{調整前行使価額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行(処分)前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成22年8月1日から平成27年7月31日までとする。

(6) 新株予約権の行使条件

対象者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役であることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

本新株予約権の相続は認めない。

その他権利行使の条件は、本定時株主総会および取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の取得事由

当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の議案が当社株主総会で承認された場合、取締役会で別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(10) 合併等における新株予約権の交付

当社は、合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合において、それぞれ契約書または計画書等に定めるところに従い、本新株予約権の対象者に対して、合併等の後に存続する会社等の新株予約権が交付されるよう措置することができる。

第8号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の執行役員（取締役を除く。以下同じ。）および従業員に対し、ストックオプションとして無償で発行する新株予約権の募集事項の決定につき、ご承認をお願いいたしますと存じます。

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の執行役員および従業員の企業価値・株主価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストックオプション制度を実施するため、新株予約権を無償で発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の執行役員および従業員のうち、当社の経営上重要な地位にある者として取締役会決議によって定める者（以下、「対象者」という。）。

(2) 発行する新株予約権の総数

125個を上限とする。

(3) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式125,000株を上限とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1,000株とする。

なお、本新株予約権発行の日（以下、「発行日」という。）以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合には、各新株予約権の目的となる株式の数を分割または併合の比率に応じ比例的に調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

(4) 新株予約権の払込金額

本新株予約権につき金銭の払込を要しない。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付を受ける株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、発行日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その価額が発行日の終値を下回る場合は、発行日の終値とする。発行日以降、当社が普通株式の分割または併合を行う場合、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、発行日以降、当社が普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行うときは、次の計算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、新株の発行または自己株式の処分が新株予約権の行使によって行われる場合は、行使価額の調整は行わない。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行（処分）株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行（処分）前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行（処分）株式数}}$$

なお、上記計算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式数から当社の保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とする。

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成22年8月1日から平成27年7月31日までとする。

(7) 新株予約権の行使条件

対象者は、本新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役、執行役員または従業員であることを要する。ただし、取締役、監査役もしくは執行役員が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。

本新株予約権の相続は認めない。

その他権利行使の条件は、本定時株主総会および取締役会の決議に基づき、当社と対象者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の議案が当社株主総会で承認された場合、取締役会で別途決定する日において、本新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

(11) 合併等における新株予約権の交付

当社は、合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転を行う場合において、それぞれ契約書または計画書等に定めるところに従い、本新株予約権の対象者に対して、合併等の後に存続する会社等の新株予約権が交付されるよう措置することができる。

以 上

< 第 2 号議案 添付書類 >

(1) 日清紡テキスタイル株式会社に関する「新設分割計画書(写)」

新設分割計画書

日清紡績株式会社(以下、「甲」という。なお、平成21年4月1日をもって商号を日清紡ホールディングス株式会社に変更予定。)は、分割により新たに設立する日清紡テキスタイル株式会社(以下、「乙」という。)に、甲の繊維事業(以下、「本件事業」という。)に関して有する権利義務を承継させる新設分割(以下、「本件分割」という。)に関し、次のとおり新設分割計画書(以下、「本分割計画書」という。)を作成する。

第 1 条 (乙の定款記載事項)

1. 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。
 - (1) 目的
乙の目的は、別紙 1「定款」第 2 条に記載のとおりとする。
 - (2) 商号
乙の商号は、日清紡テキスタイル株式会社とし、英文では Nisshinbo Textile Inc. と表示する。
 - (3) 本店の所在地
乙の本店の所在地は、東京都中央区日本橋人形町二丁目 31 番 11 号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
乙の発行可能株式総数は、40,000 株とする。
2. 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙 1「定款」に記載のとおりとする。

第 2 条 (乙の設立時取締役・設立時監査役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

(設立時取締役) 恩田 義人 志村 壮夫 森 茂則 福田 修一
(設立時監査役) 林 彰一 村上 雅洋
(設立時会計監査人) 監査法人ベリタス

第 3 条 (承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務)

1. 乙は、本件分割に際し、甲から別紙 2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。
2. 前項にかかわらず、資産、債務及び権利義務の移転につき法令上又は条例上等の理由により承継ができない場合には、これを承継しないものとする。
3. 乙が甲から承継する債務については、甲が重畳の債務引受を行う。ただし、甲乙間における甲の負担割合を零とし、乙が最終的に全ての債務を負担する。

第 4 条 (新設分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際して、甲に対し、本件事業に関する権利義務に代わり、乙の普通株式 10,000 株を交付する。

第 5 条 (乙の資本金及び準備金)

乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

1. 設立時資本金 10,000 百万円
2. 設立時資本準備金 2,500 百万円
3. 設立時資本剰余金 設立時株主払込資本額(会社計算規則第 80 条第 1 号に定義される。)から設立時資本金額及び設立時資本準備金額の合計額を減じて得た額
4. 設立時利益準備金 零
5. 設立時利益剰余金 零

第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下、「乙の成立の日」という。）は、平成21年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲はこれを変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、乙の成立の日以降においても、本件事業に関し、競業避止義務を負わない。

第8条（条件変更及び中止）

本分割計画書の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本件事業に関する権利義務に重大な変動が生じた場合には、甲は必要に応じて本分割計画書を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第9条（その他）

本分割計画書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、甲がこれを決定することができる。

平成20年5月13日

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡績株式会社

代表取締役社長 岩下 俊士 ㊞

(1) 日清紡テキスタイル株式会社に関する「新設分割計画書(写)」 (別紙1)

日清紡テキスタイル株式会社定款

第1章 総 則

(商号)
第1条 当社は、日清紡テキスタイル株式会社と称し、英文では Nisshinbo Textile Inc. と表示する。

(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 糸、織編物、不織布、衣服、産業用繊維資材その他の繊維製品の開発、製造、加工、売買及び輸出入

(2) その他適法な一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、40,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同し

て請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第10条 当社の株式につき質権の登録、変更又はその抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に、当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

(提出書類に使用する印鑑等)

第13条 当社に提出する書類には、前条の規定により届出をした印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第14条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告をして基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めが

ある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

3 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ずに開くことができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。取締役全員に事故若しくは支障があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(議決方法)

第18条 株主総会の議決は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の議決は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主総会において、株主又はその法定代理人が、代理人によって議決権を行使しようとする場合は、当会社の議決権を有する株主1名に委任しなければならない。かかる場合、株主又は代理人は当会社に対して株主総会ごとに代理権を証する書面を提出することを要する。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、

法務省令の定めに従い、議事の経過の要領及びその結果その他の事項を記載又は記録した議事録を作成し、これを10年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第21条 当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

3 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役及び付取締役)

第25条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名並びにその他の役付取締役若干名を選定することができる。

(業務執行)

第26条 取締役社長は、当会社の業務を執行する。

2 取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集)

第27条 取締役会は、取締役社長が招集する。取締役社長に事故又は支障

があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、又は全員の同意があるときは省略をすることができるものとする。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 取締役会の決議の目的たる事項について、取締役から提案があった場合において、当該事項につき議決に加わることができる全ての取締役が、書面又は電磁的記録によって当該提案に同意した時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印又は署名(電子署名を含む。)し、これを本店に10年間備え置くものとする。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第32条 当会社の監査役は、1名以上3名以内とする。

(監査役の選任及び解任)

第33条 当会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決

権の3分の2以上の決議をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 前項の未払配当金には利息をつけない。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第40条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成22年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第41条 本定款に定めのない事項については、会社法その他の法令の定めるところによる。

(1) 日清紡テキスタイル株式会社に関する「新設分割計画書(写)」(別紙2)

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、乙の成立の日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価は、平成20年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに乙の成立の日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産及び負債

(1) 流動資産

当座資産

- ・本件事業に属する現金及び預金の一切

棚卸資産等

- ・本件事業に属する棚卸資産等

その他流動資産

- ・本件事業に属する前渡金の一切
- ・本件事業に属する繰延税金資産の一部
- ・本件事業に属する貸倒引当金の一部

(2) 固定資産

有形固定資産

- ・本件事業に属する有形固定資産。ただし、土地、建物、建物付属設備及び構築物を除く。

無形固定資産

- ・本件事業に属する無形固定資産

投資その他の資産

- ・本件事業に属する関係会社株式(平成20年5月13日現在、CHOYA(株)、日新デニム(株)、(株)ナイガイシャツ、日清紡ヤーンダイド(株)、オーシャン・リンク(株)を指す。なお、これらの会社の間で、別途、合併その他の組織再編が行われる可能性がある。)
- ・本件事業に属する前払年金費用の一切
- ・本件事業に属する繰延税金資産の一部
- ・本件事業に属する貸倒引当金の一部

(3) 流動負債

- ・本件事業に属する短期借入金的一切
- ・本件事業に属する前受金的一切

(4) 固定負債

- ・本件事業に属する繰延税金負債の一部
- ・本件事業に属する退職給付引当金的一切(ただし、平成21年3月31日以前に退職した従業員の退職給付引当金を除く。)

2. 承継する雇用契約等

(1) 承継する雇用契約

本件事業に主として従事する甲の従業員(出向者、嘱託社員、准社員、パート社員及びアルバイトを含む。)に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。ただし、センター長、本部長、副センター長、副本部長、部門長、室長、部長、担当部長、主幹研究員の職にある従業員及び経理、人事業務に従事する係長職以上の従業員に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務については、これを承継せず、甲からの出向(条件については別途定める。)によるものとする。

- (2) 承継する労働協約
甲とゼンセン同盟日清紡績労働組合との間で、承継することについて別途合意した労働協約。

3. 承継するその他の権利義務等

- (1) 知的財産
特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は別紙3「知的財産承継明細表」記載の知的財産を除き、乙に承継されない。ただし、本件分割の効力発生日において甲が所有し、本件事業に必要であると甲が認める知的財産権については、甲が乙に実施権又は使用权を付与（条件については別途定める。）する。
- (2) 雇用契約以外の契約
本件事業に関して甲が締結又は過去に承継した売買契約、業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。
- (3) 許認可等
本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以 上

(1) 日清紡テキスタイル株式会社に関する「新設分割計画書(写)」 (別紙3)

知的財産承継明細表
(日清紡テキスタイル株式会社)

1. 国内 特許

区分	出願番号	登録番号	出願国	発明等の名称
特許	特願2004-158738		日本	紫外線反射防止布帛及び紫外線反射防止繊維製品
特許	特願2006-65942		日本	芯地を有する防汚性繊維構造物
特許	特願2004-171806		日本	ポリウレタン弾性繊維混用緯編地及びその製造方法

2. 海外 特許

区分	出願番号	登録番号	出願国	発明等の名称
特許	11/628759		米国	ポリウレタン弾性繊維混用緯編地及びその製造方法
特許	0501002623		タイ	ポリウレタン弾性繊維混用緯編地及びその製造方法
特許	94118779		台湾	ポリウレタン弾性繊維混用緯編地及びその製造方法
特許	10-2006-7025909		韓国	ポリウレタン弾性繊維混用緯編地及びその製造方法
特許	200580016585.5		中国	ポリウレタン弾性繊維混用緯編地及びその製造方法
特許	1-2007-33		ベトナム	ポリウレタン弾性繊維混用緯編地及びその製造方法
特許	7401/DELNP/2006		インド	ポリウレタン弾性繊維混用緯編地及びその製造方法
特許	05748854.6		EPC	ポリウレタン弾性繊維混用緯編地及びその製造方法

3. 国内 商標

区分	出願番号	登録番号	出願国	商標名
商標	H11-018775	4351505	日本	AEROTHERMO (図) / エアロサーモ
商標	H01-029554	2466373	日本	SAKKARAH (図形)
商標	H01-029555	2478815	日本	SAKKARAH (図形)
商標	S62-125992	2361177	日本	サカラ / SAKKARAH
商標	S62-125993	2205695	日本	サカラ / SAKKARAH
商標	H11-093116	4428139	日本	サカラ / SAKKARAH
商標	2003-059700	4745998	日本	SAKKARAH (図形)
商標	2002-096184	4702789	日本	フォースクランプル / 4SCRAMBLE
商標	2002-101238	4702798	日本	4SCRAMBLE (図形)
商標	H10-032725	4530613	日本	クローラ / CROLLA
商標	2003-059697	4835655	日本	ピーチ / PEACH
商標	2003-059698	4788469	日本	ピーチ / PEACH
商標	2004-042527	4788537	日本	ピーチ / PEACH
商標	2006-010026	4997890	日本	ノンケア
商標	2003-026856	4677409	日本	non care (図形1)
商標	2003-026857	4677410	日本	non care (図形2)
商標	2006-031016	5007776	日本	SSP
商標	2003-059702	4767980	日本	スパーク / SPARK
商標	2000-031996	4475287	日本	ファルデロ / FARDELLO

区分	出願番号	登録番号	出願国	商標名
商標	2003-011468	4711419	日本	ナノアプローチ / NANOAPPROACH
商標	2007-096494		日本	エコロジア / ECOLOGIA
商標	2001-018787	4559819	日本	エコロジア / ECOLOGIA
商標	2003-072541	4777499	日本	エコロジア / ECOLOGIA
商標	2007-096495		日本	エコロジア (図形)
商標	H11-095643	4432671	日本	ECOSYS28
商標	H11-095644	4432672	日本	ECOSYS20
商標	2005-060537	4924353	日本	エコシス / ECOSYS
商標	S44-025641	897620	日本	スクランブル / SCRAMBLE
商標	S44-025642	908644	日本	スクランブル / SCRAMBLE
商標	S44-025643	888138	日本	スクランブル / SCRAMBLE
商標	2005-029942	4894000	日本	クルーラ / CRULA
商標	2000-046047	4522651	日本	サンシブル / SENSIBLE
商標	S40-016825	785486	日本	MOBILON
商標	S40-016827	789979	日本	MOBILON
商標	S40-016829	789981	日本	MOBILON
商標	S40-016831	750581	日本	MOBILON
商標	2000-113017	4492645	日本	M図形 (モビロン用)
商標	S40-016828	789978	日本	モビロン
商標	S40-016830	789982	日本	モビロン
商標	S40-016832	750582	日本	モビロン
商標	S40-016834	826794	日本	モビロン

4. 海外 商標

区分	出願番号	登録番号	出願国	商標名
商標	95030237	913265	中国	SAKKARAH (図形)
商標		834465 (国際登録番号)	中国	non care (図形)
商標	4873916		中国	noncare
商標	4873915		中国	図形 (ノンケア・non care用)
商標	93-40767	306518	韓国	SSP
商標	94-04429	310258	韓国	SSP
商標	93123531	767911	中国	SSP
商標	94014766	799349	中国	SSP
商標	94-30061	330925	韓国	Suncomo
商標	6056/94	199510012	香港	SUNCOMO
商標	94071832	843434	中国	Suncomo
商標	MA/6443/94	94006443	マレーシア	Suncomo
商標		283/98	モーリシャス	SUNCOMO
商標	434814	434814	インド	MOBILON
商標		IDM000027455	インドネシア	MOBILON
商標	9902122	33741	エストニア	MOBILON
商標	729517	729517	オーストラリア	MOBILON
商標	337500	184780	カナダ	MOBILON
商標	2768/1997	447143	スイス	MOBILON
商標	149940	TM29340	タイ	MOBILON
商標	98/010741	201732	トルコ	MOBILON
商標	20682	20459	フィリピン	MOBILON
商標	z-212001	146719	ポーランド	MOBILON
商標	MA/1031/85	85/1031	マレーシア	MOBILON
商標		282/98	モーリシャス	MOBILON
商標	99721256	207088	ロシア	MOBILON

区分	出願番号	登録番号	出願国	商標名
商標	111682	111682	欧州共同体	MOBILON
商標	857201	857201	欧州共同体	MOBILON
商標	4112/1970	38929	韓国	MOBILON
商標	96-50941	418626	韓国	MOBILON
商標	96-50942	393261	韓国	MOBILON
商標	1290/70	1972101	香港	MOBILON
商標	60台字19093	53559	台湾	MOBILON
商標	60台字19095	50939	台湾	MOBILON
商標	90-038481	1023641	台湾	MOBILON
商標	90-038483	1025275	台湾	MOBILON
商標		185485	中国	MOBILON
商標		185486	中国	MOBILON
商標	2000120449	1677472	中国	MOBILON
商標	07790/2001	494.112	スイス	M図形（モビロン用）
商標	1956853	1956853	欧州共同体	M図形（モビロン用）
商標	2000-0051561	511305	韓国	M図形（モビロン用）
商標	89-064860	971380	台湾	M図形（モビロン用）
商標	89-064861	985765	台湾	M図形（モビロン用）
商標	2000173759	1672930	中国	M図形（モビロン用）
商標	889644	TMA533566	カナダ	モビロン
商標	2767/1997	447906	スイス	モビロン
商標	383331	383331	欧州共同体	モビロン
商標	2000124641	1629037	中国	モビロン

(2) 日清紡ブレーキ株式会社に関する「新設分割計画書(写)」

新設分割計画書

日清紡績株式会社(以下、「甲」という。なお、平成21年4月1日をもって商号を日清紡ホールディングス株式会社に変更予定。)、分割により新たに設立する日清紡ブレーキ株式会社(以下、「乙」という。)、甲のブレーキ製品事業(以下、「本件事業」という。))に関して有する権利義務を承継させる新設分割(以下、「本件分割」という。))に関し、次のとおり新設分割計画書(以下、「本分割計画書」という。))を作成する。

第1条(乙の定款記載事項)

- 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。
 - 目的
乙の目的は、別紙1「定款」第2条に記載のとおりとする。
 - 商号
乙の商号は、日清紡ブレーキ株式会社とし、英文ではNisshinbo Brake Inc.と表示する。
 - 本店の所在地
乙の本店の所在地は、東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号とする。
 - 発行可能株式総数
乙の発行可能株式総数は、32,000株とする。
- 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。

第2条(乙の設立時取締役・設立時監査役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

(設立時取締役)	戸田 邦宏	井出 義男	西原 孝治
(設立時監査役)	林 彰一	村上 雅洋	
(設立時会計監査人)	監査法人ペリタス		

第3条(承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務)

- 乙は、本件分割に際し、甲から別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。
- 前項にかかわらず、資産、債務及び権利義務の移転につき法令上又は条例上等の理由により承継ができない場合には、これを承継しないものとする。
- 乙が甲から承継する債務については、甲が重畳的債務引受を行う。ただし、甲乙間における甲の負担割合を零とし、乙が最終的に全ての債務を負担する。

第4条(新設分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際して、甲に対し、本件事業に関する権利義務に代わり、乙の普通株式8,000株を交付する。

第5条(乙の資本金及び準備金)

乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| 1. 設立時資本金 | 8,000百万円 |
| 2. 設立時資本準備金 | 2,000百万円 |
| 3. 設立時資本剰余金 | 設立時株主払込資本額(会社計算規則第80条第1号に定義される。)から設立時資本金額及び設立時資本準備金額の合計額を減じて得た額 |
| 4. 設立時利益準備金 | 零 |
| 5. 設立時利益剰余金 | 零 |

第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下、「乙の成立の日」という。）は、平成21年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲はこれを変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、乙の成立の日以降においても、本件事業に関し、競業避止義務を負わない。

第8条（条件変更及び中止）

本分割計画書の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本件事業に関する権利義務に重大な変動が生じた場合には、甲は必要に応じて本分割計画書を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第9条（その他）

本分割計画書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、甲がこれを決定することができる。

平成20年5月13日

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡績株式会社

代表取締役社長 岩下 俊士 ㊞

(2) 日清紡ブレーキ株式会社に関する「新設分割計画書(写)」 (別紙1)

日清紡ブレーキ株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、日清紡ブレーキ株式会社と称し、英文ではNisshinbo Brake Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 自動車、輸送用機械器具その他の機械器具用摩擦材、ブレーキ装置及びその部品の開発、製造、加工、売買及び輸出入

(2) その他適法な一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、32,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同し

て請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第10条 当社の株式につき質権の登録、変更又はその抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に、当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

(提出書類に使用する印鑑等)

第13条 当社に提出する書類には、前条の規定により届出をした印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第14条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告をして基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めが

ある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

3 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ずに開くことができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。取締役全員に事故若しくは支障があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(議決方法)

第18条 株主総会の議決は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の議決は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主総会において、株主又はその法定代理人が、代理人によって議決権を行使しようとする場合は、当会社の議決権を有する株主1名に委任しなければならない。かかる場合、株主又は代理人は当会社に対して株主総会ごとに代理権を証する書面を提出することを要する。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、

法務省令の定めに従い、議事の経過の要領及びその結果その他の事項を記載又は記録した議事録を作成し、これを10年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第21条 当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

3 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役及び付取締役)

第25条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名並びにその他の役付取締役若干名を選定することができる。

(業務執行)

第26条 取締役社長は、当会社の業務を執行する。

2 取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集)

第27条 取締役会は、取締役社長が招集する。取締役社長に事故又は支障

があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。又は全員の同意があるときは省略をすることができるものとする。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 取締役会の決議の目的たる事項について、取締役から提案があった場合において、当該事項につき議決に加わることができる全ての取締役が、書面又は電磁的記録によって当該提案に同意した時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印又は署名(電子署名を含む。)し、これを本店に10年間備え置くものとする。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第32条 会社の監査役は、1名以上3名以内とする。

(監査役の選任及び解任)

第33条 会社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決

権の3分の2以上の決議をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 前項の未払配当金には利息をつけない。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第40条 会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成22年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第41条 本定款に定めのない事項については、会社法その他の法令の定めるところによる。

(2) 日清紡ブレーキ株式会社に関する「新設分割計画書(写)」 (別紙2)

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、乙の成立の日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価は、平成20年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに乙の成立の日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産及び負債

(1) 流動資産

当座資産

- ・本件事業に属する現金及び預金の一切
- ・本件事業に属する未収入金の一切

棚卸資産等

- ・本件事業に属する棚卸資産等

その他流動資産

- ・本件事業に属する前渡金の一切
- ・本件事業に属する繰延税金資産の一部
- ・本件事業に属する貸倒引当金の一部

(2) 固定資産

有形固定資産

- ・本件事業に属する有形固定資産。ただし、土地、建物、建物付属設備及び構築物を除く。

無形固定資産

- ・本件事業に属する無形固定資産

投資その他の資産

- ・本件事業に属する関係会社株式(日清紡ブレーキ販売株)
- ・本件事業に属する長期貸付金の一部
- ・本件事業に属する長期未収入金の一部
- ・本件事業に属する前払年金費用の一切
- ・本件事業に属する繰延税金資産の一部
- ・本件事業に属する貸倒引当金の一部

(3) 流動負債

- ・本件事業に属する短期借入金の一部

(4) 固定負債

- ・本件事業に属する繰延税金負債の一部
- ・本件事業に属する退職給付引当金の一切(ただし、平成21年3月31日以前に退職した従業員の退職給付引当金を除く。)
- ・本件事業に属する長期預り金のうち取引保証金

2. 承継する雇用契約等

(1) 承継する雇用契約

本件事業に主として従事する甲の従業員(出向者、嘱託社員、准社員、パート社員及びアルバイトを含む。)に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。ただし、センター長、本部長、副センター長、副本部長、部門長、室長、部長、担当部長、主幹研究員の職にある従業員及び経理、人事業務に従事する係長職以上の従業員に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務については、これを承継せず、甲からの出向(条件については別途定める。)によるものとする。

- (2) 承継する労働協約
甲とゼンセン同盟日清紡績労働組合との間で、承継することについて別途合意した労働協約。

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は別紙3「知的財産承継明細表」記載の知的財産を除き、乙に承継されない。ただし、本件分割の効力発生日において甲が所有し、本件事業に必要であると甲が認める知的財産権については、甲が乙に実施権又は使用权を付与（条件については別途定める。）する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結又は過去に承継した売買契約、業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以 上

(2) 日清紡ブレーキ株式会社に関する「新設分割計画書(写)」 (別紙3)

知的財産承継明細表
(日清紡ブレーキ株式会社)

1. 国内 特許

区分	出願番号	登録番号	出願国	発明等の名称
特許	特願平2-222450	2879364	日本	非石綿系摩擦材
特許	特願平5-42079	3784842	日本	非石綿系摩擦材
特許	特願平4-213708	2124056	日本	摩擦材料

2. 海外 特許

区分	出願番号	登録番号	出願国	発明等の名称
特許	08/706967	5712029	米国	摩擦材

(3) 日清紡ペーパー プロダクツ株式会社に関する「新設分割計画書(写)」

新設分割計画書

日清紡績株式会社(以下、「甲」という。なお、平成21年4月1日をもって商号を日清紡ホールディングス株式会社に変更予定。))は、分割により新たに設立する日清紡ペーパー プロダクツ株式会社(以下、「乙」という。)に、甲の紙製品事業(以下、「本件事業」という。)に関して有する権利義務を承継させる新設分割(以下、「本件分割」という。)に関し、次のとおり新設分割計画書(以下、「本分割計画書」という。)を作成する。

第1条(乙の定款記載事項)

- 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。
 - 目的
乙の目的は、別紙1「定款」第2条に記載のとおりとする。
 - 商号
乙の商号は、日清紡ペーパー プロダクツ株式会社とし、英文では Nisshinbo Paper Products Inc.と表示する。
 - 本店の所在地
乙の本店の所在地は、東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号とする。
 - 発行可能株式総数
乙の発行可能株式総数は、20,000株とする。
- 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。

第2条(乙の設立時取締役・設立時監査役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

(設立時取締役)	鵜澤 静	木島 利裕	萩原 伸幸
(設立時監査役)	林 彰一	村上 雅洋	
(設立時会計監査人)	監査法人ペリタス		

第3条(承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務)

- 乙は、本件分割に際し、甲から別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。
- 前項にかかわらず、資産、債務及び権利義務の移転につき法令上又は条例上等の理由により承継ができない場合には、これを承継しないものとする。
- 乙が甲から承継する債務については、甲が重畳的債務引受を行う。ただし、甲乙間における甲の負担割合を零とし、乙が最終的に全ての債務を負担する。

第4条(新設分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際して、甲に対し、本件事業に関する権利義務に代わり、乙の普通株式5,000株を交付する。

第5条(乙の資本金及び準備金)

乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| 1. 設立時資本金 | 5,000百万円 |
| 2. 設立時資本準備金 | 1,250百万円 |
| 3. 設立時資本剰余金 | 設立時株主払込資本額(会社計算規則第80条第1号に定義される。)から設立時資本金額及び設立時資本準備金額の合計額を減じて得た額 |
| 4. 設立時利益準備金 | 零 |
| 5. 設立時利益剰余金 | 零 |

第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下、「乙の成立の日」という。）は、平成21年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲はこれを変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、乙の成立の日以降においても、本件事業に関し、競業避止義務を負わない。

第8条（条件変更及び中止）

本分割計画書の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本件事業に関する権利義務に重大な変動が生じた場合には、甲は必要に応じて本分割計画書を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第9条（その他）

本分割計画書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、甲がこれを決定することができる。

平成20年5月13日

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡績株式会社

代表取締役社長 岩下 俊士 ㊞

(3) 日清紡ペーパー プロダクツ株式会社に関する「新設分割計画書(写)」(別紙1)

日清紡ペーパー プロダクツ株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、日清紡ペーパー プロダクツ株式会社と称し、英文では Nisshinbo Paper Products Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 紙及び紙加工製品の開発、製造、加工、売買及び輸出入
- (2) 産業廃棄物処理業
- (3) その他適法な一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、20,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同し

て請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第10条 当社の株式につき質権の登録、変更又はその抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に、当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

(提出書類に使用する印鑑等)

第13条 当社に提出する書類には、前条の規定により届出をした印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第14条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告をして基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めが

ある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

3 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ずに開くことができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。取締役全員に事故若しくは支障があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(議決方法)

第18条 株主総会の議決は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の議決は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主総会において、株主又はその法定代理人が、代理人によって議決権を行使しようとする場合は、当会社の議決権を有する株主1名に委任しなければならない。かかる場合、株主又は代理人は当会社に対して株主総会ごとに代理権を証する書面を提出することを要する。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、

法務省令の定めに従い、議事の経過の要領及びその結果その他の事項を記載又は記録した議事録を作成し、これを10年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第21条 当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

3 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役及び付取締役)

第25条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名並びにその他の役付取締役若干名を選定することができる。

(業務執行)

第26条 取締役社長は、当会社の業務を執行する。

2 取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集)

第27条 取締役会は、取締役社長が招集する。取締役社長に事故又は支障

があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。又は全員の同意があるときは省略をすることができるものとする。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 取締役会の決議の目的たる事項について、取締役から提案があった場合において、当該事項につき議決に加わることができる全ての取締役が、書面又は電磁的記録によって当該提案に同意した時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印又は署名(電子署名を含む。)し、これを本店に10年間備え置くものとする。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査役

(監査役の数)

第32条 当社の監査役は、1名以上3名以内とする。

(監査役の選任及び解任)

第33条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決

権の3分の2以上の決議をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 前項の未払配当金には利息をつけない。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第40条 当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成22年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第41条 本定款に定めのない事項については、会社法その他の法令の定めるところによる。

(3) 日清紡ペーパー プロダクツ株式会社に関する「新設分割計画書(写)」(別紙2)

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、乙の成立の日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価は、平成20年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに乙の成立の日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産及び負債

(1) 流動資産

当座資産

- ・本件事業に属する現金及び預金の一切

棚卸資産等

- ・本件事業に属する棚卸資産等

その他流動資産

- ・本件事業に属する繰延税金資産の一部
- ・本件事業に属する貸倒引当金の一部

(2) 固定資産

有形固定資産

- ・本件事業に属する有形固定資産。ただし、土地、建物、建物付属設備及び構築物を除く。

無形固定資産

- ・本件事業に属する無形固定資産

投資その他の資産

- ・本件事業に属する関係会社株式(東海製紙工業㈱、大和紙工㈱)
- ・本件事業に属する前払年金費用の一切
- ・本件事業に属する繰延税金資産の一部
- ・本件事業に属する貸倒引当金の一部

(3) 流動負債

- ・本件事業に属する短期借入金的一切

(4) 固定負債

- ・本件事業に属する繰延税金負債の一部
- ・本件事業に属する退職給付引当金的一切(ただし、平成21年3月31日以前に退職した従業員の退職給付引当金を除く。)

2. 承継する雇用契約等

(1) 承継する雇用契約

本件事業に主として従事する甲の従業員(出向者、嘱託社員、准社員、パート社員及びアルバイトを含む。)に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。ただし、センター長、本部長、副センター長、副本部長、部門長、室長、部長、担当部長、主幹研究員の職にある従業員及び経理事務に従事する係長職以上の従業員に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務については、これを承継せず、甲からの出向(条件については別途定める。)によるものとする。

(2) 承継する労働協約

甲とゼンセン同盟日清紡績労働組合との間で、承継することについて別途合意した労働協約。

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は別紙 3 「知的財産承継明細表」記載の知的財産を除き、乙に承継されない。ただし、本件分割の効力発生日において甲が所有し、本件事業に必要であると甲が認める知的財産権については、甲が乙に実施権又は使用权を付与（条件については別途定める。）する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結又は過去に承継した売買契約、業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以 上

(3) 日清紡ペーパー プロダクツ株式会社に関する「新設分割計画書(写)」(別紙3)

知的財産承継明細表
(日清紡ペーパー プロダクツ株式会社)

1. 国内 特許

区分	出願番号	登録番号	出願国	発明等の名称
特許	特願2000-109850		日本	刺繍電報用台紙
特許	特願2000-337379		日本	立体はがき
特許の専用実施権	特願平6-242355	2627056	日本	装丁体とその製造方法

2. 国内 商標

区分	出願番号	登録番号	出願国	商標名
商標	S63-145990	2340452	日本	アラベール
商標	S60-033333	2391894	日本	こもん
商標	S57-093639	1765704	日本	モデラトーン
商標	S59-044965	1892205	日本	ARAORI
商標	S57-077457	1745668	日本	ブッチャー
商標	S59-053078	1892262	日本	えすてかばあ
商標	S57-077458	1745669	日本	ペセソレイユ
商標	S58-087760	1840921	日本	ルーバス
商標	S58-110034	1861617	日本	うねり

(4) 日清紡メカトロニクス株式会社に関する「新設分割計画書(写)」

新設分割計画書

日清紡績株式会社(以下、「甲」という。なお、平成21年4月1日をもって商号を日清紡ホールディングス株式会社に変更予定。)は、分割により新たに設立する日清紡メカトロニクス株式会社(以下、「乙」という。)に、甲の精密機器事業(以下、「本件事業」という。)に関して有する権利義務を承継させる新設分割(以下、「本件分割」という。)に関し、次のとおり新設分割計画書(以下、「本分割計画書」という。)を作成する。

第1条(乙の定款記載事項)

- 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。
 - 目的
乙の目的は、別紙1「定款」第2条に記載のとおりとする。
 - 商号
乙の商号は、日清紡メカトロニクス株式会社とし、英文ではNisshinbo Mechatronics Inc.と表示する。
 - 本店の所在地
乙の本店の所在地は、東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号とする。
 - 発行可能株式総数
乙の発行可能株式総数は、16,000株とする。
- 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。

第2条(乙の設立時取締役・設立時監査役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

(設立時取締役) 榑 佳廣 石川 明彦 中野 裕嗣 杉山 誠

(設立時監査役) 佐塚 政男 大本 巧

(設立時会計監査人) 監査法人ペリタス

第3条(承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務)

- 乙は、本件分割に際し、甲から別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。
- 前項にかかわらず、資産、債務及び権利義務の移転につき法令上又は条例上等の理由により承継ができない場合には、これを承継しないものとする。
- 乙が甲から承継する債務については、甲が重疊的債務引受を行う。ただし、甲乙間における甲の負担割合を零とし、乙が最終的に全ての債務を負担する。

第4条(新設分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際して、甲に対し、本件事業に関する権利義務に代わり、乙の普通株式4,000株を交付する。

第5条(乙の資本金及び準備金)

乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- 設立時資本金 4,000百万円
- 設立時資本準備金 1,000百万円
- 設立時資本剰余金 設立時株主払込資本額(会社計算規則第80条第1号に定義される。)から設立時資本金額及び設立時資本準備金額の合計額を減じて得た額
- 設立時利益準備金 零
- 設立時利益剰余金 零

第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下、「乙の成立の日」という。）は、平成21年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲はこれを変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、乙の成立の日以降においても、本件事業に関し、競業避止義務を負わない。

第8条（条件変更及び中止）

本分割計画書の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本件事業に関する権利義務に重大な変動が生じた場合には、甲は必要に応じて本分割計画書を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第9条（その他）

本分割計画書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、甲がこれを決定することができる。

平成20年5月13日

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡績株式会社

代表取締役社長 岩下 俊士 ㊞

(4) 日清紡メカトロニクス株式会社に関する「新設分割計画書(写)」(別紙1)

日清紡メカトロニクス株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、日清紡メカトロニクス株式会社と称し、英文では Nisshinbo Mechatronics Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 特定産業用機械装置、一般産業用機械装置その他の機械装置及びそれらの部品の開発、製造、加工、売買及び輸出入

(2) その他適法な一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、16,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承

継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第10条 当社の株式につき質権の登録、変更又はその抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に、当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

(提出書類に使用する印鑑等)

第13条 当社に提出する書類には、前条の規定により届出をした印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第14条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告をして基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

3 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ずに開くことができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。取締役全員に事故若しくは支障があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主総会において、株主又はその法定代理人が、代理人によって議決権を行使しようとする場合は、当会社の議決権を有する株主1名に委任しなければならない。かかる場合、株主又は代理人は当会社に対して株主総会ごとに代理権を証する書面を提出することを要する。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、

法務省令の定めに従い、議事の経過の要領及びその結果その他の事項を記載又は記録した議事録を作成し、これを10年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第21条 当社の取締役は、3名以上5名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第22条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

3 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名並びにその他の役付取締役若干名を選定することができる。

(業務執行)

第26条 取締役社長は、当会社の業務を執行する。

2 取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集)

第27条 取締役会は、取締役社長が招集する。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会

において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

- 2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる、又は全員の同意があるときは省略をすることができるものとする。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 取締役会の決議の目的たる事項について、取締役から提案があった場合において、当該事項につき議決に加わることができる全ての取締役が、書面又は電磁的記録によって当該提案に同意した時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印又は署名(電子署名を含む。)し、これを本店に10日間備え置くものとする。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査役

(監査役の数)

第32条 当社の監査役は、1名以上3名以内とする。

(監査役の選任及び解任)

第33条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決

権の3分の2以上の決議をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

- 第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
- 2 前項の未払配当金には利息をつけない。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第40条 当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成22年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第41条 本定款に定めのない事項については、会社法その他の法令の定めるところによる。

(4) 日清紡メカトロニクス株式会社に関する「新設分割計画書(写)」 (別紙2)

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、乙の成立の日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価は、平成20年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに乙の成立の日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産及び負債

(1) 流動資産

当座資産

- ・本件事業に属する現金及び預金の一切

棚卸資産等

- ・本件事業に属する棚卸資産等

その他流動資産

- ・本件事業に属する繰延税金資産の一部
- ・本件事業に属する貸倒引当金の一部

(2) 固定資産

有形固定資産

- ・本件事業に属する有形固定資産。ただし、土地、建物、建物付属設備及び構築物を除く。

無形固定資産

- ・本件事業に属する無形固定資産

投資その他の資産

- ・本件事業に属する関係会社株式(日本高分子㈱、日清紡精機広島㈱)
- ・本件事業に属する前払年金費用の一切
- ・本件事業に属する繰延税金資産の一部
- ・本件事業に属する貸倒引当金の一部

(3) 流動負債

- ・本件事業に属する短期借入金的一切
- ・本件事業に属する前受金的一切

(4) 固定負債

- ・本件事業に属する繰延税金負債の一部
- ・本件事業に属する退職給付引当金的一切(ただし、平成21年3月31日以前に退職した従業員の退職給付引当金を除く。)
- ・本件事業に属する長期預り金のうち取引保証金

2. 承継する雇用契約等

(1) 承継する雇用契約

本件事業に主として従事する甲の従業員(出向者、嘱託社員、准社員、パート社員及びアルバイトを含む。)に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。ただし、センター長、本部長、副センター長、副本部長、部門長、室長、部長、担当部長、主幹研究員の職にある従業員及び経理、人事業務に従事する係長職以上の従業員に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務については、これを承継せず、甲からの出向(条件については別途定める。)によるものとする。

(2) 承継する労働協約

甲とゼンセン同盟日清紡績労働組合との間で、承継することについて別途合意した労働協約。

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は乙に承継されない。ただし、本件分割の効力発生日において甲が所有し、本件事業に必要であると甲が認める知的財産権については、甲が乙に実施権又は使用権を付与（条件については別途定める。）する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結又は過去に承継した売買契約、業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以 上

(5) 日清紡ケミカル株式会社に関する「新設分割計画書(写)」

新設分割計画書

日清紡績株式会社(以下、「甲」という。なお、平成21年4月1日をもって商号を日清紡ホールディングス株式会社に変更予定。)、分割により新たに設立する日清紡ケミカル株式会社(以下、「乙」という。)、甲の化学品事業(以下、「本件事業」という。))に関して有する権利義務を承継させる新設分割(以下、「本件分割」という。))に関し、次のとおり新設分割計画書(以下、「本分割計画書」という。)を作成する。

第1条(乙の定款記載事項)

- 乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、以下のとおりとする。
 - 目的
乙の目的は、別紙1「定款」第2条に記載のとおりとする。
 - 商号
乙の商号は、日清紡ケミカル株式会社とし、英文ではNisshinbo Chemical Inc.と表示する。
 - 本店の所在地
乙の本店の所在地は、東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号とする。
 - 発行可能株式総数
乙の発行可能株式総数は、12,000株とする。
- 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙1「定款」に記載のとおりとする。

第2条(乙の設立時取締役・設立時監査役の氏名及び設立時会計監査人の名称)

乙の設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

(設立時取締役)	五十部雅昭	伊藤 仁	大賀 通宏
(設立時監査役)	佐塚 政男	大本 巧	
(設立時会計監査人)	監査法人ペリタス		

第3条(承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務)

- 乙は、本件分割に際し、甲から別紙2「承継権利義務明細表」記載の資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。
- 前項にかかわらず、資産、債務及び権利義務の移転につき法令上又は条例上等の理由により承継ができない場合には、これを承継しないものとする。
- 乙が甲から承継する債務については、甲が重畳的債務引受を行う。ただし、甲乙間における甲の負担割合を零とし、乙が最終的に全ての債務を負担する。

第4条(新設分割に際して交付する金銭等)

乙は、本件分割に際して、甲に対し、本件事業に関する権利義務に代わり、乙の普通株式3,000株を交付する。

第5条(乙の資本金及び準備金)

乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---|
| 1. 設立時資本金 | 3,000百万円 |
| 2. 設立時資本準備金 | 750百万円 |
| 3. 設立時資本剰余金 | 設立時株主払込資本額(会社計算規則第80条第1号に定義される。)から設立時資本金額及び設立時資本準備金額の合計額を減じて得た額 |
| 4. 設立時利益準備金 | 零 |
| 5. 設立時利益剰余金 | 零 |

第6条（乙の成立の日）

乙の設立の登記をすべき日（以下、「乙の成立の日」という。）は、平成21年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲はこれを変更することができる。

第7条（競業避止義務）

甲は、乙の成立の日以降においても、本件事業に関し、競業避止義務を負わない。

第8条（条件変更及び中止）

本分割計画書の作成後乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、本件事業に関する権利義務に重大な変動が生じた場合には、甲は必要に応じて本分割計画書を変更し、又は本件分割を中止することができる。

第9条（その他）

本分割計画書に定める事項のほか、本件分割に関し必要な事項については、本件分割の趣旨に従い、甲がこれを決定することができる。

平成20年5月13日

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡績株式会社

代表取締役社長 岩下 俊士 ㊞

(5) 日清紡ケミカル株式会社に関する「新設分割計画書(写)」 (別紙1)

日清紡ケミカル株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、日清紡ケミカル株式会社と称し、英文ではNisshinbo Chemical Inc.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 無機化学工業製品、有機化学工業製品、医薬品その他の化学工業製品の開発、製造、加工、売買及び輸出入

(2) 建築、土木工事の設計、施工及び監理

(3) その他適法な一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、官報に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、12,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当社所定の書式による請求書に、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録され

た者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録)

第10条 当社の株式につき質権の登録、変更又はその抹消を請求するには、当社所定の書式による請求書に、当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第12条 当社の株主及び登録株式質権者又はそれらの法定代理人若しくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名又は名称、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも同様とする。

(提出書類に使用する印鑑等)

第13条 当社に提出する書類には、前条の規定により届出をした印鑑を用いなければならない。

(基準日)

第14条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において株主の権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告をして基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第15条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要

がある場合に招集する。

2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議に基づき取締役社長が招集する。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

3 株主総会を招集するには、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ずに開くことができる。

(議長)

第17条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役がこれに代わる。取締役全員に事故若しくは支障があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(決議方法)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第19条 株主総会において、株主又はその法定代理人が、代理人によって議決権を行使しようとする場合は、当会社の議決権を有する株主1名に委任しなければならない。かかる場合、株主又は代理人は当会社に対して株主総会ごとに代理権を証する書面を提出することを要する。

(株主総会議事録)

第20条 株主総会の議事については、法務省令の定めに従い、議事の経過の要領及びその結果その他の事項を記載又は記録した議事録を作成し、これを10年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第21条 当会社の取締役は、3名以上5名以内とする。

(取締役の選任及び解任の方法)

第22条 当会社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

3 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の決議をもって行う。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役の報酬等)

第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 取締役会の決議により、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2 取締役会の決議により、取締役の中から取締役会長及び取締役社長各1名並びにその他の役付取締役若干名を選定することができる。

(業務執行)

第26条 取締役社長は、当会社の業務を執行する。

2 取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集)

第27条 取締役会は、取締役社長が招

集する。取締役社長に事故又は支障があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が招集する。

2 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、又は全員の同意があるときは省略をすることができるものとする。

(取締役会の決議方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 取締役会の決議の目的たる事項について、取締役から提案があった場合において、当該事項につき議決に加わることができる全ての取締役が、書面又は電磁的記録によって当該提案に同意した時は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第30条 取締役会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印又は署名(電子署名を含む。)し、これを本店に10日間備え置くものとする。

(取締役会規則)

第31条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第5章 監査役

(監査役の員数)

第32条 当社の監査役は、1名以上3名以内とする。

(監査役の選任及び解任)

第33条 当社の監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主

が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の決議をもって行う。

(任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもって定める。

第6章 計算

(事業年度)

第36条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等)

第37条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第38条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第39条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 前項の未払配当金には利息をつけない。

第7章 附則

(最初の事業年度)

第40条 当社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成22年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第41条 本定款に定めのない事項については、会社法その他の法令の定めるところによる。

(5) 日清紡ケミカル株式会社に関する「新設分割計画書(写)」 (別紙2)

承継権利義務明細表

乙は、本件分割により、乙の成立の日における甲の本件事業に属する次に記載する資産、債務、雇用契約、その他の権利義務を甲から承継する。

なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価は、平成20年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに乙の成立の日前日までの増減を加除した上で確定する。

1. 承継する資産及び負債

(1) 流動資産

当座資産

- ・本件事業に属する現金及び預金の一切

棚卸資産等

- ・本件事業に属する棚卸資産等

その他流動資産

- ・本件事業に属する繰延税金資産の一部
- ・本件事業に属する貸倒引当金の一部

(2) 固定資産

有形固定資産

- ・本件事業に属する有形固定資産。ただし、土地、建物、建物付属設備及び構築物を除く。

無形固定資産

- ・本件事業に属する無形固定資産

投資その他の資産

- ・本件事業に属する関係会社株式(株)日新環境調査センター)
- ・本件事業に属する前払年金費用の一切
- ・本件事業に属する繰延税金資産の一部
- ・本件事業に属する貸倒引当金の一部

(3) 流動負債

- ・本件事業に属する短期借入金的一切
- ・本件事業に属する前受金的一切

(4) 固定負債

- ・本件事業に属する繰延税金負債の一部
- ・本件事業に属する退職給付引当金的一切(ただし、平成21年3月31日以前に退職した従業員の退職給付引当金を除く。)
- ・本件事業に属する長期預り金のうち取引保証金

2. 承継する雇用契約等

(1) 承継する雇用契約

本件事業に主として従事する甲の従業員(出向者、嘱託社員、准社員、パート社員及びアルバイトを含む。)に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する一切の権利義務。ただし、センター長、本部長、副センター長、副本部長、部門長、室長、部長、担当部長、主幹研究員の職にある従業員及び経理、人事業務に従事する係長職以上の従業員に係る雇用契約上の地位及び当該契約に基づき発生する権利義務については、これを承継せず、甲からの出向(条件については別途定める。)によるものとする。

(2) 承継する労働協約

甲とゼンセン同盟日清紡績労働組合との間で、承継することについて別途合意した労働協約。

3. 承継するその他の権利義務等

(1) 知的財産

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他の知的財産権は別紙3「知的財産承継明細表」記載の知的財産を除き、乙に承継されない。ただし、本件分割の効力発生日において甲が所有し、本件事業に必要であると甲が認める知的財産権については、甲が乙に実施権又は使用権を付与（条件については別途定める。）する。

(2) 雇用契約以外の契約

本件事業に関して甲が締結又は過去に承継した売買契約、業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務。

(3) 許認可等

本件事業に関する許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継可能なもの。

以 上

(5) 日清紡ケミカル株式会社に関する「新設分割計画書(写)」(別紙3)

知的財産承継明細表
(日清紡ケミカル株式会社)

1. 国内 特許・意匠

区分	出願番号	登録番号	出願国	発明等の名称
特許	特願2007-152349		日本	紐状体の長さ調整具
意匠	意願2007-016954	1326211	日本	紐の長さ調整具
特許	特願平9-314591		日本	アルギン酸多価金属塩球状微粒子集合体、該球状微集合体に難溶性薬剤を担持した放出制御製剤及びそれらの製造方法
特許	特願2002-377219		日本	シリコーン樹脂組成物
特許	特願2005-126104		日本	フレキシブルプリント配線板用基材入り接着シート及びその製造方法、多層フレキシブルプリント配線板、フレックスリジッドプリント配線板
特許	特願2007-51108		日本	スラッシュ成形用樹脂粉末組成物及び成形品
特許	特願2007-167315		日本	フレキシブルプリント配線板用基材入り接着シート及びその製造方法、多層フレキシブルプリント配線板、フレックスリジッドプリント配線板
特許	特願平4-285538	3337721	日本	皮膚外用剤
特許	特願2000-526232		日本	ナトリウムイオン吸着剤、ナトリウム排泄促進剤及び食塩過剰摂取に起因する疾患の予防及び治療剤
特許	特願平11-178606	4001443	日本	リン吸収阻害剤及びそれを含む治療剤
特許	特願2005-329078		日本	ウレタン結合及び/又はウレア結合を有する樹脂の分解方法
特許	特願2004-178917		日本	液状有機化合物に対する流体の溶解度の測定方法及び装置
特許	特願2000-327333		日本	熱伝導率測定方法、測定装置及び断熱材の製造方法
特許	特願2006-154942		日本	マイクロセルフォームの製造方法及びそのための製造装置
特許	特願2006-275447		日本	ピストンポンプ
特許	特願2007-129545		日本	現場吹付け型発泡機における液化ガス混入タイミングの制御方法
特許	特願2007-131484		日本	ポリウレタンスプレーフォーム発泡装置
特許	特願2007-217125		日本	圧力制御機構を備えたミキシングヘッド
特許	特願平2-81164	2521837	日本	低発泡ポリウレタンエラストマー
特許	特願平8-342356	3319698	日本	ポリウレタン発泡体の製造方法
特許	特願平5-75048	3381176	日本	床下における断熱構造
特許	特願平5-37298	2141431	日本	木造住宅における外断熱方法
特許	特願2000-163326	3479807	日本	木造住宅における外断熱方法
特許	特願平6-333638	2973847	日本	既設PCまくらぎの弾性化工法
特許	特願平10-250409	3975262	日本	住宅用建築パネルの製造方法

2. 海外 特許

区分	出願番号	登録番号	出願国	発明等の名称
特許	03768240.8		EPC	シリコーン樹脂組成物
特許	10/656119		米国	シリコーン樹脂組成物
特許	11/919139		米国	フレキシブルプリント配線板用基材入り接着シート及びその製造方法、多層フレキシブルプリント配線板、フレックスリジッドプリント配線板
特許	095114771		台湾	フレキシブルプリント配線板用基材入り接着シート及びその製造方法、多層フレキシブルプリント配線板、フレックスリジッドプリント配線板
特許	200680013806.8		中国	フレキシブルプリント配線板用基材入り接着シート及びその製造方法、多層フレキシブルプリント配線板、フレックスリジッドプリント配線板
特許	10-2007-7026607		韓国	フレキシブルプリント配線板用基材入り接着シート及びその製造方法、多層フレキシブルプリント配線板、フレックスリジッドプリント配線板
特許	PCT/JP2007/73309		PCT	スラッシュ成形用樹脂粉末組成物及び成形品
特許	01136416.5	01136416.5	中国	熱伝導率測定方法、測定装置及び断熱材の製造方法
特許	10/4538	6991366	米国	熱伝導率測定方法、測定装置及び断熱材の製造方法

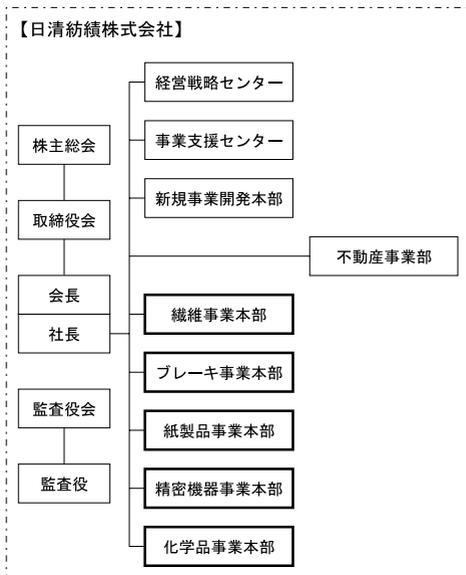
3. 国内 商標

区分	出願番号	登録番号	出願国	商標名
商標	S62-087862	2220714	日本	カルボGシート
商標	2004-062611	4920717	日本	エネ・ライト / Ene・Lite
商標	2006-079417	5025383	日本	アツスプレー / ATSPRAY

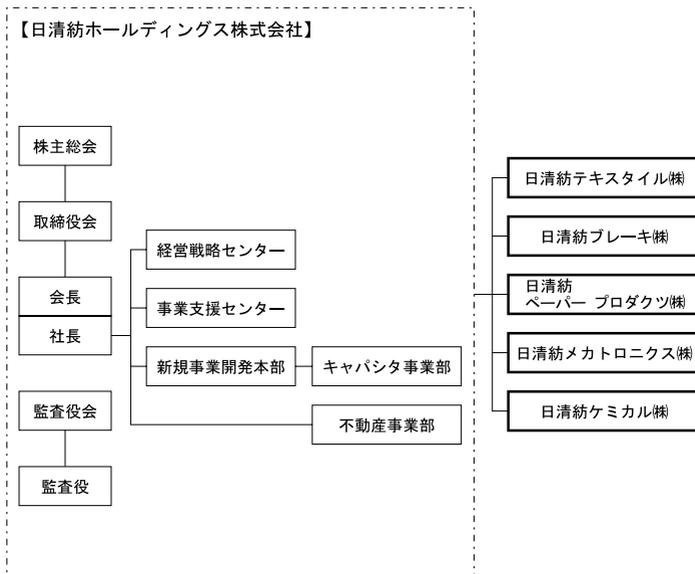
【ご参考】

持株会社制移行後のグループ組織図

(現行)



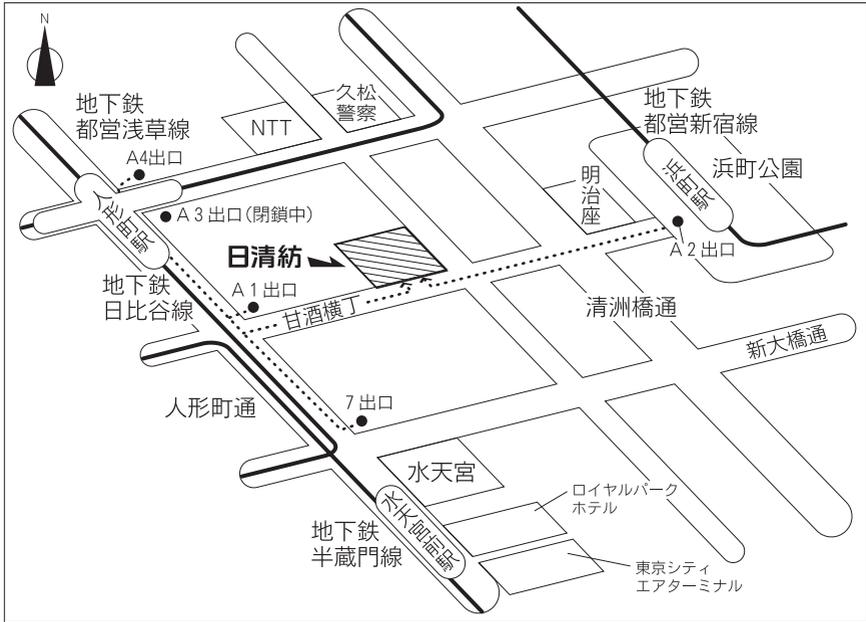
(移行後)



株主総会会場ご案内図

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号 当社本社

電話 (03) 5695-8833



交通のご案内

地下鉄 日比谷線	人形町駅	A1出口
地下鉄 半蔵門線	水天宮前駅	7出口
地下鉄 都営浅草線	人形町駅	A4出口
地下鉄 都営新宿線	浜町駅	A2出口

(いずれも出口から徒歩約5分)